

保水用水区域図 (五)

保水用水区域の中心となる地点 (五)

保水用水区域	——
保水用水区域の中心となる地点	●
保水用水区域の中心となる地点 (注)	○
保水用水区域の中心となる地点 (注)	○
保水用水区域の中心となる地点 (注)	○

保水用水及び用水保全基準



■ 保全用水及び用水保全基準

保全指定用水	用水名	1 河原市用水	
		(不動寺町・河原市町区間)	(堅田町・岩出町・観法寺町区間・梅田町・月影町・二日市町・岸川町・利屋町区間)
	位置	不動寺町ワ285番先～不動寺町イ60番1先	不動寺町イ60番1先～利屋町へ74番1先
	延長 (m)	1, 440m	5, 460m
用水保全基準	基本事項	歴史ある用水として貴重な用水空間を保全するとともに、周辺環境との調和を図り、用水や水生生物とふれあえる場を提供する。	歴史ある用水としての風情を保全するとともに、山すその豊かな自然や農村風景に調和した用水環境を保全し、用水の流れを活かした環境整備を推進する。
	用水景観に関する事項	移り変わる周辺景観に、水と緑の潤いをもたらす貴重な用水景観の保全及び創出を図る。	山すその緑や特徴的な社叢林を背景とした田園風景や農村集落の雰囲気が残る街並みに調和した用水景観の保全及び創出を図る。
	開きよ化の促進に関する事項	現行以上の架橋や暗きよ化は行わない。ただし、やむを得ない場合は必要最小限のものとする。	
	清流の確保に関する事項	定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。 また、水生生物の生息に配慮し、可能なかぎり用水周辺の生息環境を保全する。	
	用水の利用に関する事項	親水空間を設け用水の歴史や役割、水辺の環境などを安心して学習できる場を創出する。 また、消雪水路や防火用水としての利用を促進する。	用水沿いに散策路を整備し、用水を身近に感じることができる空間を創出するとともに、用水の歴史や役割、地域のなりたち、水辺の環境などを学習できる場を創出する。 また、消雪水路や防火用水としての利用を促進する。
	その他		